

京都市告示第117号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成30年5月24日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 府道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
淀停車場線	伏見区淀池上町180番地地先から同町180番地の12地先まで	旧	メートル 56.60	メートル 5.55 ~ 8.60
		新	52.90	9.52 ~ 12.50
新町淀停車場線	伏見区淀池上町180番地の12地先から同町180番地地先まで	旧	56.60	5.55 ~ 8.60
		新	52.90	9.52 ~ 12.50

- 2 道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
淀駅南側道線	伏見区淀本町172番地の11地先から同区淀木津町409番地の4地先まで	旧	メートル 748.90	メートル 6.00 ~ 15.70
		新	740.50	5.97 ~ 9.80
淀7号線	伏見区淀池上町147番地の2地先から同区淀下津町208番地の1地先まで	旧	28.50	5.00 ~ 5.55
		新	28.50	12.99 ~ 15.50

淀38号線	伏見区淀木津町178番地の5地先内	旧	35.30	3.75 ~ 4.00
		新	5.00	3.99 ~ 4.00
淀187号線	伏見区淀池上町11番地の4地先から 同町147番地の2地先まで	旧	20.00	9.33 ~ 12.67
		新	20.00	19.01 ~ 23.00

(建設局土木管理部道路明示課)